

(仮称) コメリホームセンター亘理店について
(法第6条第2項 変更)

- 1 届 出 者 株式会社コメリ
- 2 届出年月日 令和7年9月11日
- 3 店 舗 の 名 称 (仮称) コメリホームセンター亘理店
- 4 店 舗 設 置 者 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
 新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 5 店 舗 所 在 地 亘理町逢隈高屋字柴北110番2 外

6 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

【変更前】 6,948㎡

【変更後】 8,398㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
駐輪場1	添付図3のとおり	10台
駐輪場2	添付図3のとおり	29台
合計		39台

【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐輪場1	添付図4のとおり	10台
合計		10台

ロ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設1	添付図3のとおり	114㎡
荷さばき施設2	添付図3のとおり	32㎡
		146㎡

【変更後】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設1	添付図4のとおり	114㎡
荷さばき施設2	添付図4のとおり	72㎡
合計		186㎡

ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

施設名	位置	施設面積
廃棄物保管施設 1	添付図 3 のとおり	2 1 . 9 m ³
廃棄物保管施設 2	添付図 3 のとおり	3 . 7 5 m ³
合計		2 5 . 6 5 m ³

【変更後】

施設名	位置	施設面積
廃棄物保管施設 1	添付図 4 のとおり	2 1 . 9 m ³
廃棄物保管施設 2	添付図 4 のとおり	7 . 8 0 m ³
合計		2 9 . 7 0 m ³

(3) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 7 時	午後 9 時
未定	午前 9 時	午後 9 時 5 0 分

【変更後】

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前 7 時	午後 9 時

7 変更する年月日 令和 8 年 5 月 1 2 日

8 事務手続き等

- ・ 公 告 年 月 日 令和 7 年 1 0 月 3 日
- ・ 縦 覧 期 間 公告の日から令和 8 年 2 月 3 日まで
(公告の日から 4 か月間)
- ・ 地 元 説 明 会 令和 7 年 1 1 月 4 日
- ・ 大規模小売店舗立地専門委員会 令和 8 年 1 月 8 日
- ・ 市町村等からの意見書提出期限 令和 8 年 2 月 3 日 (公告の日から 4 か月以内)
- ・ 県 の 意 見 の 通 知 期 限 令和 8 年 5 月 1 1 日 (届出の日から 8 か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和7年11月4日（火） 午後6時から午後6時30分まで
開催場所	亘理町中央公民館 視聴覚室 亘理町字旧館61番地22
出席人数	0名

質問事項	設置者の回答内容
なし	なし

亘理町の意見について

意見内容	設置者の回答内容
（１）騒音について 事業所から発生する騒音予測結果・影響評価において、等価騒音レベル予測結果が基準超過している項目があることから、騒音・振動に関する規制対象施設がある場合には適正な届出を行い、また、周辺事業所及び住民への事前相談等によりトラブルを防いでください。 なお、今後、周辺地域の開発等により居住者から町へ苦情があった場合、問題解決への協力及び対応の経過報告を求める場合があります。	周辺住民から苦情等が寄せられた場合には、住民と協議の上、適切な騒音対策を検討します。 町からの指摘等があった場合には、適切に対応いたします。 <u>→県の意見は不要</u>
（２）廃棄物について 廃棄物の処理について、収集業者と十分な打合せをされ、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化と適正処理に努めてください。	廃棄物収集業者と十分に打合せをし、廃棄物の減量化と適正処理に努めます。 <u>→県の意見は不要</u>
（３）街並みづくりについて 屋外照明・広告塔照明の設置にあたっては、周辺住民の生活を充分考慮され光害対策を講じるようお願いいたします	照明については、周辺住宅への影響が小さくなるように配置します。 <u>→県の意見は不要</u>

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社コメリ	
届 出 年 月 日	令和7年9月11日	
店 舗 名 称	(仮称) コメリホームセンター亘理店	
所 在 地	亘理町逢隈高屋字柴北110番2 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	騒音基準を超過している地点付近において、住居等が立地した場合や、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。	